



編輯局報情

週報

號日六十月六

國家總動員計畫
電力動員計畫問答

航空擊滅戰は續く

空地を食糧増産へ

商工經濟會法とは

決戦食糧應急對策

五錢

348號

昭和十八年六月十六日
（毎週一回水曜日發行）

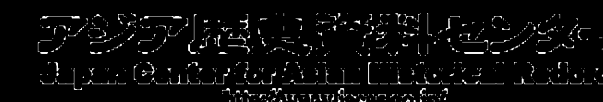
週報

昭和十八年六月九日
（毎週一回水曜日發行）

週報は民翼賛の道しるべ

5月抽籤貯蓄債券 當籤番號表 (其ノ三)		増増金附 報國債券	
72073	74801	77509	79803
72231	74824	77516	79880
72421	74833	77531	79934
72427	74971	77538	79949
72443	75004	77566	79947
72433	75011	77583	80022
72460	75043	77683	80024
72503	75174	77691	80036
72505	75186	77732	80047
72506	75186	77791	80082
72510	75275	77772	80106
72514	75299	77786	80179
33763	35868	38338	60839
33786	35961	38362	60896
33811	35971	38471	60923
33897	36002	38475	60966
33938	36017	38515	60977
33959	36025	38539	60981
34033	36037	38531	61062
34052	36039	38635	61173
34103	36044	38652	61212
34150	36089	38688	61228
34221	36325	38725	61282
34258	36351	38754	61290
34267	36353	38874	61294
34269	36403	38887	61326
34321	36425	38892	61346
34324	36446	38980	61448
34333	36473	39040	61496
34397	36532	39054	61510
34444	36572	39114	61535
34482	36630	39120	61564
34528	36646	39131	61565
34538	36723	39242	61699
34549	36765	39306	61702
34587	36766	39364	61765
34631	36825	39419	61825
34678	36918	39452	61843
34727	36952	39496	61896
34784	36986	39517	61930
34803	36989	39518	61971
34806	37036	39566	62066
34830	37035	39562	62094
34833	37061	39572	62146
34867	37072	39591	62191
34915	37156	39655	62164
34952	37182	39640	62171
34969	37214	39734	62188
34993	37287	39748	62211
35021	37292	39778	62232
35043	37470	39824	62252
35044	37544	39828	62312
35060	37553	39847	62350
35083	37556	39861	62392
35112	37596	39906	62377
35145	37645	39919	62423
35205	37676	39920	62449
35224	37682	39928	62487
35231	37696	39941	62490
35238	37737	39946	62491
35332	37754	40036	62536
35347	37767	40037	62548
35417	37771	40110	62558
35428	37773	40112	62594
35505	37833	40151	62613
35537	37840	40153	62669
35547	37874	40156	62725
35548	37918	40180	62740
35558	37923	40227	62745
35594	38171	40568	62777
35613	38199	40643	62801
35744	38216	40752	62873
35749	38227	40759	62876
35844	38233	40747	62893

(本書の大きさは国定規格[A5]判)



露光量違いにより重複撮影

國民合唱
落下傘部隊進撃の歌

堀内敦三作詞
山田耕筰作曲

行進曲の速さで

1. 夕ウ ト ク モーニ ナル ツ パ サッ パー
2. あを もを ノ ー るー とく ナ も ヅ ムキ ヲ
3. ヒヤク セン ノ シ るー キハ ナ サン ラン ムキ ヲ
4. こぞ セリ タ ツ ゼ んー キハ ナ サン ラン ムキ ヲ

ダイヘン トイ ツキ イル ヤシ テ キー ノ ソラ ミと ルチ
ついでニ ミチ ナシ コレ ウ ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ
くさの うへ へく か さ ん か な ぐ り て ヤ と グ ヤ に 一に 一に 一に 一に

カ ム ケー バン ヨウ ー イク タ チ マ チ シヤ
ら く カー ン ル ヒ タ ー ク ハ タ テ ツ テ ナ リ テ キ ヒヤ
フ リ カ カ つ ヲ タ ン ー ハ コ と と つ け ナ け き ち

ウー ク シ

落下傘部隊進撃の歌

一、轟々と 雲に鳴る
つばさ つばさ 大編隊
突き入るや 敵の空
見るく 地平 傾けば
用意たちまち 將兵が
決死の願 澄みわたる

二、青雲を射ることく
燃ゆる氣流 衝いて 跳ぶ
死を超えし 瞬間に
突如と開く 落下傘
飛翼 たげびて 去る空を
神兵 いまぞ 天降る

三、百千の 白き花
綴爛 咲きて 空に光ち
なだれ撃つ 敵砲の
弾幕踏んで 降りかゝる
騰は鐵なり 百千の
若武者 花を負へる 武者

四、降り立つ 全部隊
彈雨 すさぶ 草の上
落下傘 かなぐりて
矢庭に 急射 浴せつゝ
斷乎 突撃 血しぶきの
霧に 昇ぐる 日の御旗

(六月二十二日から七月三日まで大
本上陸日、午後七時中より放送)

週報 第三四八號 六月十六日

食糧増産は焦眉の急 農林省：二
航空攻撃減戦は續く 大本營海軍軍部：八
商工經濟會法とは 商工省：三
國債・債券の割當方法について 大蔵省：七
電力動員計畫問答 企画院：五
大東亞戰爭日誌……………三

週日誌

六月十四日
▽故山本元帥に註を賜はる
▽企業整備資金措置法案要綱
網(農糧増産應急対策要綱)
を閣議で決定
▽内閣・各省委員の改選延
期の勅令案を閣議で決定
▽アルゼンティンに革命勃發
六月十五日
▽故山本元帥の國葬の儀を
執行
▽支那派遣軍 四月中の總
合戦果(要案)をリテ五頁の
要約を閣議で決定
六月十六日
▽久遠高橋皇王殿下、皇儲
に御降上、德田伯家を御創
設せらる
▽第二次長官の作戦に原動力を
得たる谷部歩部隊・同
部隊に感賞状が授與さ
れ、上陸に達した陸軍
省発表

六月十七日
▽海軍航空部隊のシヨート
ランド總襲撃(要案)二十五頁
を大本營発表
▽アルゼンティン内閣(大衆
報にワシントン電)なる
六月十八日
▽海軍航空部隊の江南作戦
(要案)二十五頁、東インド
作戦 要案(要案)を大本
營発表
▽旅客運送調整改正に關す
る件を閣議で決定
▽日獨銀行(横濱正金銀行とト
イツ重信)の支那協定の調
印なる
六月十九日
▽海軍航空部隊のルツセル
島攻撃(要案)二十五頁
を大本營発表
▽東京都官制案要綱を内務
省発表
▽米英空軍法議國民大會舉
行さる

露光量違いにより重複撮影

国民合唱 落下傘部隊進撃の歌

堀内敬三作詞
山田耕筰作曲

行進曲の進まで

行進曲の進まで
 一、つばさの 下 飛ぶ 雲の 影 踏み 踏ん 踏ん 踏ん
 二、大地 踏み 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん
 三、空を 飛ぶ 雲を 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん
 四、大地 踏み 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん

落下傘部隊進撃の歌

一、つばさの 下 飛ぶ 雲の 影 踏み 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん
 二、大地 踏み 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん
 三、空を 飛ぶ 雲を 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん
 四、大地 踏み 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん 踏ん

週報

第三四八號
六月十六日

食糧増産は焦眉の急 農林省・二

航空撃滅戦は続く 大本營海軍報道部・八

商工經濟會法とは… 商工省・三

國債・債券の割當方法について 大藏省・三〇

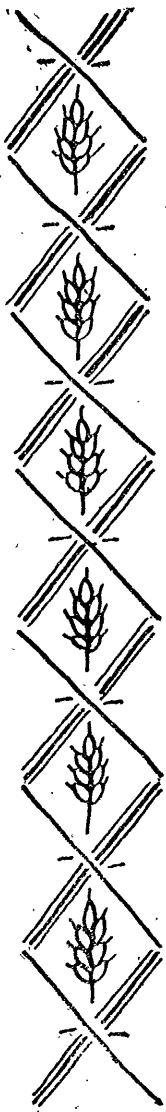
電力動員計畫問答… 企畫院・二五

大東亞戰爭日誌…………… 三

週日誌

六月四日(金)
 △故山本元帥に諒を賜はる
 △企業整備資金措置法案を
 網、食糧増産應急対策要綱
 戦時衣生活簡素化實施要綱
 を閣議で決定
 △内閣・各省委員の改選延
 期の勅令案を閣議で決定
 △アルゼンティンに革命勃發
 六月五日(土)
 △故山本元帥の國葬の儀を
 執行
 △支那派遣軍、四月中の總
 合戦果(捕虜)二万一千五百俘
 虜(捕虜)七千二百を發表
 六月七日(日)
 △久遠宮(陸彦王殿下、臣籍
 に御降下、陸田伯家を御創
 立あらせらる
 △第二次長沙作戦に原勳を
 樹てた糸日各歩兵部隊、同
 國属部隊に感状が授與さ
 れ、上開に達した員、陸軍
 省發表

六月八日(月)
 △海軍航空部隊のシブート
 ランド島襲撃(空襲)二十五機
 を大本營發表
 △アルゼンティン新内閣(後
 援)ラミレス將軍)なる
 六月九日(火)
 △陸軍航空部隊の江南作戦
 (襲撃)上九機、東インド
 作戦(襲撃)上九機を大本
 營發表
 △旅客運送制度改正に關す
 る件を閣議で決定
 △日獨銀行(債權正金銀行と
 イツ重組)支持協定の調
 印なる
 六月十日(水)
 △海軍航空部隊のルツセル
 島襲撃(七日、襲撃機四十九機
 撃墜)につき大本營發表
 △東京都官制案要綱を内務
 省發表
 △米英撃滅決戰國民大會舉
 行さる



食糧増産は焦眉の急

— 食糧増産應急対策について —

農 林 省

大東亞戦争がいよいよ激烈なる決戦の段階に入り、國の施力に些かの衰へもみせず、ますます仇敵米英撃滅を期してそ
 策、國力の一切が擧げて戦力増強の一點に集中されてゐるの戦力を増大してゐるのは、一に食糧自給力の大きさに負よ
 今日、我が總戦力の根柢をなす食糧の増産確保がますますと
 の重大さと切實さを増して来たことはいふまでもない。
 元來、わが瑞穂の國は、國土の比較的狭小なるにも拘はら
 ず、五穀豊かに稔り、民族は年と共に生々發展し、かくも多
 數の人口を擁しながら、しかもその食糧の大部分を國內にお
 いて自給してゐることは、我が國防上の非常な強みとなつてゐ
 るのである。支那事變以來七年に亘る戦争を續けながら、國

を堅持し、最後まで戦ひ抜ける態勢にあることが絶対に必要
 である。

のみならず遠く海外から米を輸入するには多くの船舶を要
 するが、これを節約することによつて船腹を出来るだけ多く
 直接作戦に、或ひはまた軍需資材の輸送に振り向けることが
 出来るならば、それだけ戦力の増強となるのである。かくし
 て戦局が激烈を加へれば加へるほど、食糧自給態勢の確立は
 今日いよいよ急務中となつて來てゐるのである。

この要請に對して、隨つて最近の我が食糧事情の推移をみる
 と、必ずしも樂觀を許さないものがある。本年度の主要食糧の
 需給計畫としては、消費は年々増加の傾向にあるが、大體これ
 を八千万石見當に抑へ、供給面は、米については第二回豫
 想收穫高を基準とし、麥も若干の増収を見込み、更に今年は
 雜類を米麥に加へて主食化すべく、総合的な計畫を樹てゐる
 のであるが、その後、米の實收高は豫想より約六十万石を減
 じ、麥も本年冬の早刈等の關係で概して不況であり、遺憾な
 がら或る程度の減収を見込まなければならぬ情勢である。
 その他、種々の事情から現在の儘では當初の計畫通りの供給
 量を確保することが困難となり、今後の見通しとしては相當

窮屈になることが豫想されるに至つたのである。

しかしながら國民食糧の最低限は、如何なる事情があつても
 これを確保することを要するので、政府としては情勢の推
 應に、差當り可能な限度において機宜の措置を講じて來た
 のであるが、本年端境期における食糧供給の萬全を期するた
 めにも、また將來に備へる上からいつても、食糧増産に関す
 る既定計畫の遂行に加へて、この際あらゆる方途を講じて、
 苟くも増産の餘地あるものは悉くこれを實行することが急務
 であるといはねばならない。

そこで政府では、先日閣議の決定をみたやうに應急増産
 策を樹立してその遂行に邁進することとし、また必要な經費
 については臨時議會に對し追加豫算案を提出し、その協賛
 を求めることになつたのである。
 しかしながら、要はあくまで對策の實效を擧げることにあ
 るのであつて、この際、生産農家は勿論、全國民が宜しく現下
 の事態を正視して緊陣一番、政府の施策に相呼應して奮起さ
 れ、全國的にこの食糧決戦に勝ち抜くための對策遂行に邁進
 されんことを望んでやまないのである。
 次ぎに今回の應急増産對策についてその概要を述べよう。

食糧増産應急対策の概要

小 稲作の完遂と不耕地解消による雑穀等の増産

今回の対策を一言でいへば、食糧自給率確保の目標に向つての土と種子と人との総動員といふことが出来るが、何といつても食糧増産の均衡を保つてゆく根幹となるものは米であるから、米の増産に寸分の揺ぎもあつてはならない。従つて当面の農事について最も大切なものは、矢張り本年の稲作である。

農家は稲作上、かねて必ずやらなければならぬといはれてゐる事柄や、やるべきことがよく示されてゐる事柄、例へば全国的に共通な必行事項とされてゐる栽培密度の増加、窒素肥料の全層施

肥、除草必要回数、圃行等に努めるのは勿論、その地方々々によつて必ずその地方の實情に適した勵行事項があるから、それ等を確實に守つて増産目標の達成に邁進して貰はなければならぬ。

更にまた増産確保の要諦は作付面積の確保にあるから、もし村なり部落なりで耕作の廢止される見込の田のあるやうな場合には、労力等の關係で農家個人として引受手のないこともあらうから、その時には市町村農會または部落農會團體等で責任をもつて引受け、共同耕作等の方法で何とか努力を都合して、必ず水稲の作付を完遂することにして貰ひたいのである。

次に全国を通じて耕作廢止畑が相當

ある見込であるが、その他焼畑、切替畑、伐木跡地、河川敷、荒地、工場建築予定地等、あらゆる休耕地をこの際剥す所なく利用し、労力は部落農會團體は勿論、翼賛壯年團、青少年團、婦人會等、各方面の動員によつて藁、粟、大豆を主とし、地方によつては稗、玉蜀黍等の雑穀または南瓜等、各地方に適した食糧農作物の作付をして、この尊い國土に寸土も遊んでゐる土地のないやうにすることが絶対に必要であるが、これは何としてでも全國民の力で達成するやうにしたいのである。

なほ國民營養増進の見地から、大豆の増産が急務であるが、これには果樹園、桑園、瓜島など、適當な土地を選んで周囲作なり、間作なりを工夫すれば、まだく増産の餘地が多いし、また輪作方法の改善によつて、例へばこれまで關西地方では、麥と煙草との輪作で夏から秋にかけて畑の空く期間が

あるが、これを利用して蕎麥を入れて麥、煙草、蕎麥、麥の輪作に改善すれば、それだけの増産が得ることが出来るが、現に角、あらゆる工夫と努力を盡して、何でも宜しいから食糧となるもの増産を極力圖つてゆくことにして貰ひたいのである。

以上の増産に要する経費は、國庫でも簡易開墾、共同耕作、種子購入等を助成するため豫算を計上し、臨時議會に提出してをり、また種子は各道府縣で地方農、農會等の手によつて出来るだけ自給させる方針であるが、農林省でも必要に応じてこれを買入れることにし、その際農家の食糧として保有するものを買入れる場合には、實情に即して身替りの食糧を配給することにす

る方針である。また將來の問題としては、種子確保の重要性に鑑み、主要食糧農産物の種苗に關する國家の施設を整備擴充す

る必要を痛感してゐるので、その方向に向つて施策を進めることも考へてゐる。

(2) 諸類の増産と主要食糧化

次に現在、食糧増産を勝ち抜くために残された手段は何かといへば、誰もが諸類の増産であるといふほどに増産の餘地の大きい諸類について、かねてから政府でも特に奨励に努めて來たのであるが、今後その増産と増産された諸類を腐らさず十分に主要食糧として利用することが、当面の緊要な問題であるので、この際、品種、栽培、貯蔵、加工等に亘つて急速に技術の改善を推進し、民間経験者の優秀な技能の活用を努め、適切な普及を期すと共に、その加工については特別の工夫を凝らして、澱粉、甘藷粉、切干或ひはイモ米その他廉價優良な製品の生

産を圖ることとしてをり、また諸類の價格と配給方法の適否は、増産と密接不可分の關係があるので、これについても再検討を加へることとした。

(3) 労力補給に關する措置

食糧増産を遂行してゆく上において問題は多々あるが、何といつても今日の場合の最も大きな問題は労力である。農業労力については、従來から行はれてゐることではあるが、共同作業、移動労働、農機具、畜力の利用統制、或ひは共同炊事、託兒所、共同浴場等、各種の労力調整施設によつて出来るだけ農村内部で労力の活用を圖ることが望ましい。

特に農繁時差を利用する農業者相互の移動労働は、最も有効的確であり、また手つ取り早い方法であるから、これを更に計畫化し、徹底に運用するやうに進めることが必要であるが、何と

いつても農家の努力には限度があるから、どうしても不足する部分には他から仰がねばならない。

今や農村は農繁期に直而してゐる。農繁期の経営如何は、農業總生産力を左右し、ひいては國家全體の戦力に重大な影響を及ぼすものである。

勞力不足を理由として作付面積を減少したり、或ひは植付を不完全にしたることは、決戦下の今日、絶対に許されない。この農繁期の克服こそは、食糧確保の決戦であるといつてよい。今こそ全國民が總力を挙げてあらゆる工夫と努力の下に、勞力補給の途を講ぜねばならない。

既に北海道の勞力不足に對しては、北海道内のほか全國各地から多數の人を送り、着々と効果を擧げてゐるが、全國を通じて農村への援兵は、切實な要請となつてゐるから、農村附近の都市、特に地方の町などから青少年、

般市町民等の勞力を、大政翼賛會諸團體を中心とする自發的な國民運動として、適當な勤務隊に編成し、戦場地元農村にせひ援兵として送るやう、この機会に切望してやまぬ次第であるが、政府としてもこれを促進する適切な方途を講じてゆきたいと考へてゐる。

一般學徒、特に農學校生徒の動員は、極力實施する方針であるが、これら學徒の勤務は一ヶ月、二ヶ月の相當長期に亘る、また或る程度額つた勞力の補給源として大いに期待してをり、専門學校以上の學徒についても、積極的に動員したい方針で進んでゐる。

なほ、その他に地方の實情に即して農業増産に挺身せんとする農村青少年をもつて食糧増産隊を編成し、随時隨所に出動して、農耕または開墾に従事させるやう計畫中で、さらに農村國民學校兒童の就勞についても、一層これを

を強化するやう適切な措置を講ずることにしてゐる。

(4) 肥料と飼料の問題

勞力のほかに食糧増産の障礙となつてゐるものとしては、肥料、飼料の問題があるが、これ等はいづれも戦局の現段階においては、それ／＼自給肥料、自給飼料の改良増産と、その施用の改善に邁進することが必要であると共に、未利用資源の活用について更に一段の努力が要請されるのである。

(5) 郷土食運動の展開

今回の對策の一つとして郷土食運動を提唱してゐる。これは各地方にはその土地の生産事情に即した尊重すべき固有の郷土食があるが、今日では次第に衰退して來てゐるので、これを存続復活するための運動が各地に展開されれば、食糧自給態勢の確立の上にも

貢獻するところが少くないので、大政翼賛會等を中心として自發的に展開されるやう適當な方途を講ずることとしたのである。

(6) 滿洲國における應急増産

以上は内地の食糧農産物増産應急對策の概要であるが、滿洲國でも日本内地人の開拓用地として保留してある未墾地を急速に開發して、食糧の應急増産を圖り、食糧自給態勢の確立に寄與させることが緊要であるので、滿洲國の協力を得て製穀農場の増設等、適當な措置を講ずることになつた。

(7) 水産物の増産

次に水産物増産對策について一言すれば、先づ溜池、湖沼、河川等の未利用水面を開發して淡水魚の増産をはかり、また大衆向の多獲海産魚類を増加し、未利用淺海面を開發して介藻類

の増産をはかり、國民營養の維持増進に萬全を期する計畫である。

なほ、これ等水産物の採取集荷の回溜をはかるため、無動力漁船の操業促進の方途を講ずることとすると共に、水産物増産の障礙となつてゐる遭難漁船に對する措置を急速に實施することになつた。

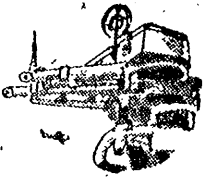
今明年こそは、あらゆる意味で全く帝國の興亡の分れる重大な時期と考へられるが、以上述べたやうに、食糧確保の戦ひにおいてもまた同様であつて、勝敗の岐路に立つてゐるといつても過言ではない。

この大戦争下において農村では、種種のいふにいはれぬ困難や不便があらうと思はれるが、農民諸士はこの困難を決すべき重大なる秋に當り、農は國の基たるの實を擧げ、自ら擔當する食糧の増産が如何に國家のために重要

な使命を有するかを深く肝に銘じ、その双肩に懸けられた重責を必ず完うされることを切望してやまない次第である。

なほ、國民の營養食糧確保のために必要な水産については、今回いろいろと應急對策を講ずることにしたが、漁村の各位もまた農村と共にいよ／＼果敢に水産報國の使命に邁進されることを期待してやまぬものである。

農村といはず、漁村といはず、都市といはず、今日ほど國民の總力結集が要請されてゐるときはない。宜しく相協力して國家戦力の根柢たる食糧の増産を確保すると共に、飽くまでも勝利の光明を目指して、如何なる艱苦試練にも打克つ強靱な勤勞生活を營み、いよ／＼國內應勢を強固にすることにこそ、統後國民の責務であると信ずるのである。



航空撃滅戦は続く

大本営海軍報道部

シヨートランド島に凱歌

山本元帥の南方最前線における壯烈なる戦死、山崎部隊長以下のアツツ島における崇高なる玉碎に、國民を擧げての哀悼のうちにも、太平洋の南北戦場では、日夜間断なき航空撃滅戦が行はれてゐる。戦争には一刻の休息もな

南太平洋方面(ソロモン・ニューギニア)

五月下旬	延機数	一六四
五月下旬	延機数	二三四
五月下旬	延機数	二三四

五月下旬	延機数	一六四
五月下旬	延機数	二三四
五月下旬	延機数	二三四

この統計が示すやうに、南太平洋方面では一日平均の來襲回数四一五回、延機数四十一四十九機といふ執拗な反攻振りであつて、敵は第一線戦力を次ぎ次ぎと補給増勢して、いはゆる「飛石傳ひ」の前進基地の推進に躍起となつてゐるのである。

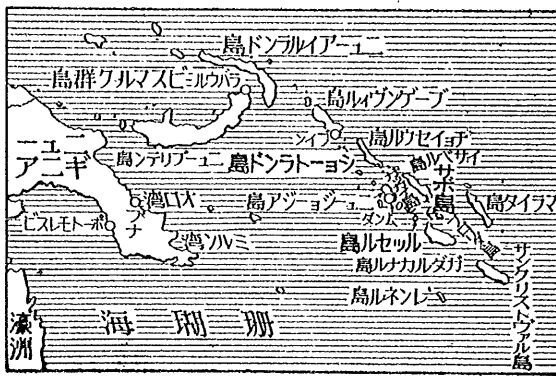
この統計が示すやうに、南太平洋方面では一日平均の來襲回数四一五回、延機数四十一四十九機といふ執拗な反攻振りであつて、敵は第一線戦力を次ぎ次ぎと補給増勢して、いはゆる「飛石傳ひ」の前進基地の推進に躍起となつてゐるのである。

が、この戦果を擧げたことは、元帥の魂膽、南溟の空を駆けめぐつて捷機を誘導しつゝあるを思はしめるのであるが、黙々として第一線の護りに立つ前線將兵の勞苦を一瞬たりとも我々は忘れてはならない。

本攻撃においても、その近代空戦における「一機を撃墜するためには一機を要す」といふ原則が適用されてゐるのであつて、我にしてこれを選撃する機数が多ければ多いほど、撃墜機数は増加するわけである。航空撃滅戦に臨む我々としては、この鐵則を常に銘記しなければならぬ。

機数が壓倒的に多ければ、戦果またこれに比例して、壓倒的に増大する。こゝに質量ともに敵を壓倒するに足ることが戦捷の絶対要件である近代戦の實相があるのであり、それと同時に、第一線戦力と銃後戦力の増強との不可分關係を嚴肅に我々に明示してゐるのである。第一線將兵は黙々として戦つてゐる。第一線戦力を補給増勢す

れば勝つ、この戦争のきびしい姿をわれわれは正視しなければならぬ。日本元帥の精神を繼ぐもの―それ



は戦争の實相を的確に把握して戦力増強に挺身し、前線銃後一體となつて戦争を勝ち抜くことではなければならぬ

い。哀悼を敵撃滅に。こゝにわれわれの進むべきの唯一の道が残されてゐるのである。

ルツセル島を強襲

九日の大本營發表による我が海軍航空部隊のルツセル島強襲は、最近アメリカが同島基地の強化を大々的に宣傳して、南太平洋における戦略的優位を呼號してゐたのに對する無言の回答であつた。即ち

大本營發表(六月九日十七日) 帝國海軍航空部隊は六月七日、戦國國の大編隊を以てルツセル島上空に進襲、敵機群と激烈なる空戦を交へ、その四十九機を撃墜せり。我が方未歸還六機ルツセル島は去る四月一日、同七日及び五月十三日と、我が海軍航空部隊によつて連続爆撃をうけ、しかも毎戦四十七機、三十八機といふ大損害を蒙つてゐるところであつて、今回またもや四十九機といふ多数の敵第一線戦力が我が好餌となつたのである。しかしながら大本營發表にも「激烈なる空

戦」とあるやうに、敵の反攻はこの我が方の猛爆にも拘はらず異常な執拗さをもつて反復進行して來てゐるのである。その抗戦意志には、輕視することを許さないものがある。

この日午前、我が戦闘機隊は、墜倒的ともいふべき大編隊をもつて敵航空威力圏内に堂々と進撃、ルッセル島の敵飛行場および軍事施設に痛烈な攻撃を加へたほか、先づニュージョージア島南端のガックアイ島上空で小規模に遊撃して來た敵戦闘機群と交戦、その八機を屠り、更にルッセル島上空で激烈な大空中戦を展開、ヴォートン、コルスキー、F4U、カーチスP40、グランマン戦闘機等四十一機を撃墜、戦闘機隊の空の遭遇戦に輝かしい凱歌をあげたのであるが、これに對し我が方も未歸還六機の尊い犠牲を出したのである。

敵の戦意いよゝ執拗

本空戦において最も注目すべきこと

決要件なることを銘記しなければならぬ。

この戦争の至上命令の認識把握こそ、總力戦下における我々の全行動を決定するのである。戦力増強も、青少年諸士の空への参戦も、すべて光榮ある戦捷への先驅者となるのであつて、その奮起が一段と要望される所以である。

完璧の地上砲火陣

南太平洋方面における三月から五月までの地上砲火による敵飛行機撃墜数が、十日、大本營から次ぎのやうに發表された。

大本營發表表(三月十五日)

南太平洋方面帝國陸軍部隊は地上火器により、本年三月一日以降五月末日までに、敵飛行機に對し次の損害を與へたり。

撃墜 二百四十九機

撃破 三十二機

最近の發表は、飛行機對飛行機による敵の撃墜破機數であつたが、今回はしばらく振りに高角(射砲)や機關銃に

は、我が戦闘機隊がルッセル島上空からの歸途、執拗にもガックアイ島上空まで敵戦闘機が喰ひ下つて追尾して來た一事であつて、しかもこれが大學出の若い操縦士であつたことに想到すれば、敵アメリカの熾烈な戦意を率直に感知し得るのである。かの物的優越によつて究極の必勝を確信する敵アメリカが、その物的必勝の信念に加ふるに、この烈々たる闘魂を抱いてゐることは、我々の斷じて看過し得ないところであるが、米海軍省は八日、「ルッセル島上空において日本機と交戦、わが方は七機を失つた」と發表して戰意の低落防止を圖つてゐるのである。

北阿チヌギアにおける樞軸軍の戦闘停止直後、五月十一日の英首相チャーチルのワシントン乗り込み以來、十數日に亘つて續開された米英第五次首腦者會談は、同二十七日、大統領秘書ステーション・アーリーの「ワシントン會談における統合司令部會議の結果、一切の戦線における將來の

よつて敵に與へた損害であつて、これによつてみても、同方面における間斷なき航空撃滅戦に對する帝國陸軍部隊の必勝鐵筋の進勢が如何に完備されてゐるかが實證されるのである。本戦果は主としてソロモン、ニューギニア、アラフラ海方面におけるものであるが、これを月別にすれば、

- 三月 撃墜九十四機、撃破十二機
- 四月 撃墜七十六機、撃破五機
- 五月 撃墜七十九機、撃破十五機

空中勤務者は、一見はなやかであるが、地上勤務員、特にこれ等の銃砲手や監視哨は、誰に知られることもなく、晝夜を分たぬ執拗苛烈な航空撃滅戦に挺身し、大空を睨まへながら敵機と取組んでゐるのである。敵は、我が防空陣の必殺の態勢と、一發必中の卓越した射撃術に恐怖してか、非常に高い高度と夜暗を利用して反攻して來るといふ狡猾さで、これ等の勤務

作戦につき完全な意見の一致をみるに至つた。

この公報發表以外は、一切厳秘に附せられてゐるが、その結論の何たるやを問はず、敵アメリカが太平洋に攻撃の重點を指向すべきことは、明々白々の事實である。アツツにおける反攻、南太平洋に續けられる攻勢、米印緬派遣軍司令官ステルウェル、在支米空軍司令官シエノートも既にそれ／＼歸任し、援將強化、殊に在支空軍力の増強が必死とみられる現在、太平洋戦局が日とともに決戦相を呈すであらうことは容易に想像されるのである。

最近における米國內の空軍の獨立戰略單位への引上げ論といひ、反樞軸軍の歐大陸爆撃の熾烈化といひ、或ひはまた英首相チャーチルの米議會における「空中戦だけでも決定的打撃を與へ得る」との言明といひ、これ等一連の敵の航空攻勢こそ、我々の最も注目すべきところで、海戦と陸戦とを共に闘はず、制空権の確保こそ戦捷の絶対先

者は、眞に不眠不休の努力を續け、その勞苦は言語に絶するものがある。

我が方の射撃は極めて正確迅速で、五機のうち四機を撃墜するといふ神技を發揮し、このため敵は、二、三日は恐れをなして來襲しないといふ状況である。速力は日毎に増加し、一瞬にして去る敵機群を捕捉しての活躍は、驚異異常な精神の緊張を要求されるのであつて、その任務の重く、責任の大なることは、飛行機搭乗員と何等變るところはないのである。

敵にも大膽な搭乗員がをり、青い翼玉が見える位に急降下して爆撃するものもあるとのことであるが、敵機來襲とともに銃砲手や監視哨は、敵弾下に全身を暴露して奮戦してゐるのであつて、我々は黙々としてたゞ任務の完遂に邁進してゐるこれ等の諸勇士に對して感謝するとともに、その勞苦を忘れてはならない。と同時に、これ等の戦果が常に渾然一體化した陸海軍協同の精華であることを理解すべきである。

はと法會濟經工商

省 工 商

商工經濟會法は第八十一議會で成立し、去る三月十二日公布されましたが、いよいよ六月一日から實施されました。以下、この法律はどんな使命をもち、どんな仕事をやるものかについて、ご紹介することにしましょう。

商工經濟會法の狙ひ

商工經濟會法制定の目的を、一口にいへば、商工會議所制度を廢止して、新たに商工經濟會制度を設け、全國に亘つて道府縣毎に商工經濟會といふ團體を組織しようといふのです。申すまでもありませんが、大東亞戰爭を完遂するためには、國民經濟の總力を擧げて戦力増強の目的に集中し、最も有効にその全力を發揚しなければなりません。それには統制經濟を徹底させ、圓滑な運用を圖ることが最も大切なことです。統制經濟の運営を圓滑に行ひますには、一方ではろく／＼な統制に關する法

令を整備するとともに、他方でこれ等の統制法令が國民の一人々々にまで本當に理解され、うまく運用されてゆくことが必要で、それには産業經濟の組織を整備強化しなければなりません。そこで、政府は統制經濟に關するいろいろな法令を整備するとともに、その運営が圓滑に行へるやうに、産業の機構組織の整備に努めて來たのであります。第八十一議會に、政府が本法とか、商工組合法、交易營業法、農業團體法などの組織法を提案したのもこの理由によるのです。

産業組織の整備のため政府は、重要産業團體令を一昨年末に制定實施して、統制會制度を設け、重要産業別の統制組織を確立することになり、今日までに鐵、石炭、鑛山、機械、船舶、輕金屬、化學工業、皮革、纖維等、二十二の統制會が成立し、だいたい重要産業部門は統制組織が整備されました。

た。そして今議會を通つた商工組合法によつて、これまでの組合制度を改めて統制組合を作り、これによつて統制會の下部機構を整備しようとしてゐます。

ところが、統制會制度も組合制度も、業種別に生産、配給、消費を貫く、いはゞ縦の統制組織です。いふまでもなく、産業は各産業が一つ一つ離れてゐるものではなく、相互の間に密接な關係をもつてゐるのであつて、各産業の間に連絡調整がなくては、産業全體の運営をうまくやつてゆけません。こゝに縦の統制を横に連絡する組織が必要になつて來るのです。一つの産業を取上げてみても、各地方に分散してゐて、それ／＼の地方の各産業と密接な關係をもち、生産に必要な資材、資金、労力、動力等は、統制會が統制しようとしても、本當に現場に適した方法はありません。そこで、各地においてあらゆる産業經濟力を総合的に動員し、各地方の事

情を最もよく織り込んで、生産力を最もよく發揚させる組織が必要になります。以上のやうな地域別に、総合的な見地から、各産業經濟の連絡調整を圖らせる機構として、政府は商工經濟會制度を考へたのです。

もちろん、國家目的に従つて産業行政は、中央では農林省とか商工省とかが總轄してやつてをりますし、地方では府廳とか縣廳が総合的にやつてゐます。しかし、統制經濟の圓滑な運営は、官廳だけでは出来ないことは當然で、産業經濟に豊富な經驗と知識をもつ産業界の人々の積極的な協力によつて、初めて經濟力の増強が考へられま

商工會議所と違ふ點

今日まで地方における総合的産業團

體として、これまで商工會議所があつたのですが、これと商工經濟會とはどんな點が違ふかといひますと、主なところは、次ぎのやうな點です。

第一に、商工會議所はたゞ單に商工業の改善發達を圖ることを目的としてゐましたのに反し、商工經濟會は地方の産業行政に對し協力することを主眼としてゐる點です。

第二に、商工會議所は市又は町の範圍をその地區として、その中で事業をやつて來たのですが、商工經濟會は産業行政の協力機關ですから、その事業を行ふ範圍も道府縣の區域に擴がつてゐます。

第三に、商工會議所では一定の國稅例へば、營業稅等の一定額以上を納める者を議員選舉權者として、これ等の人が議員を選舉し、その議員が構成員でしたが、商工經濟會には、廣くあらゆる業種業態に屬する者を單獨または團體加入させて會員としてゐま

す。

第四に、商工會議所の事業は、大抵職員總會が中心になつてやつて來ましたが、商工經濟會では、産業界の本當に代表的な人物を會頭に立て、會頭を中心にして、その指導の下に事業をやつてゆきます。

従つて、商工會議所の役員は、議員の互選によつて議員中から出ました。商工經濟會の役員は、もつと廣い範囲の中から別な方法で行はれたい。そして商工經濟會は、産業界行政の協力機關といふ強い公的の性格をもつてゐますので、役員は任命について、會頭は商工大臣が任命し、他の役員は地方長官の承認が必要になつてゐます。

第五に、商工會議所は一定の資格をもつ人が發起人となつて設立し、議員總會の決議で解散できるのですが、商工經濟會は、その設立、解散ともに商工大臣の命令による點です。

どんな仕事をするか

商工經濟會は、具體的にはどんな事業をするかといひましても、地方廳と全面的に協力して非常に多くのことを行ふことになつてゐますから、こゝに一つ／＼具體的に取上げて申上げることは大變です。

そこで、一、二の例をあげますと、産業經濟に關する協力として、講演會や懇談會を開いたり、印刷物を出したりして、經濟法規を分りやすく業者に教へることとか、府縣内のいろ／＼な統制團體を事務所を集めて、統制を容易にしたりすること等があります。

また産業經濟の運営とか整備に關する連絡としては、各種の組合や團體や事業主或は會社間の連絡調整をしたり、いろ／＼な團體の指導に當つたり、企業の再編成に關する具體案の研究や實施に當つたり、或は商品の規格の審査決定に加はつて優秀品の奨励をし

たり、遊休設備の活用方法を考究するといつたやうに、さまざまのことが考へられます。

さらに、これまで商工會議所が行つて來た事業もやるのですが、同じ事業といひましても、たゞ單に地方商工業の發達といつた點からではなく、國民經濟の總力發揮といふ建前から行ふのです。

會員の種類

會員にはあらゆる業種、業態の人を廣く含みますが、比較的大きな業者は單獨で會員になり、中小の業者は組合等の團體をもつて會員となります。第一號の規定による會員が前者、第二號の會員が後者です。

會員となる者は地方長官が指定することになつてをり、地方長官が第一號會員は誰々又は何々會社、第二號會員は何々組合、第三號會員は何々團體といふやうに、一々具體的に指定して懸

念報のやうなもので示します。そして地方長官の指定がなくては、會員にはなれないことになつてをります。

なほ會員として地方長官の指定があれば、その指定を受けた者は當然會員にならなければなりませんので、何等の加入手續は要りません。一方自由に脱退することも許されません。

會員には三種類あり、第一號會員は比較的大きな業者ですが、どの程度以上かといふと、各道府縣の經濟事情によつて差異がありますが、だいたいの基準は省令で明らかにされ、一定の納税額とか資本金、出資金の額等が標準になつてゐます。

第二號會員としては、各種の商業組合、工業組合、同業組合、統制組合等が考へられます。

第三號會員は、營利事業とか統制事業とかを行つてゐない産業經濟に關する團體で、各地にある各種の協議會、組合聯合會、鑛山懇談會、工場協會、

産業經濟の研究團體等があると考へられます。

設立はどうする

商工經濟會は、商工大臣の命令によつてのみ設立されることになつてをります。つまり、商工經濟會は産業界行政の協力機關といふ強い公的の性格を持つてゐますし、また全國に亘つてこの制度を設けようと思つてゐるので、任意に設立することは不適當だからです。

さらに、設立の手續はどうなるかといひますと、まづ地方長官が會員の指定をしますと、その指定を受けた者に對して設立命令が商工大臣から發せられます。命令を受けるのは會員たるべき者の全部ですが、實際問題として會員全部が設立に必要な手續を進めることは困難でもあり不適當ですから、會員中から幾人かの設立委員が任命され、この設立委員がいろ／＼準備を進め、創立總會を開いて必要な事項を定

めた上、商工大臣に設立の認可の申請をすることになります。設立に際して必要な事項は、省令に詳しく規定されてゐます。

設立委員には、どんな人がなるかといひますと、會員の資格がある人のうち、その地方の代表的人物と誰かが認められるやうな人を地方長官が推薦し、その中から商工大臣が設立委員として任命することになります。

しかし、設立の認可があつただけでは商工經濟會は成立しません。設立の登記を勅令に定められた方法でしなければならず、登記が完了したときに初めて商工經濟會は成立するのです。

どうして登記を必要とするやうになつたかといひますと、公法人の公示方法は、これまで官報に掲載する等の告示制度といふのをとるのが普通でしたが、商工經濟會は誰にでもその内容が容易に、そしていつでも望む時に知ることが出来るやうに登記の方法によつ

たのです。従つて、いつ成立するかといふことも、登記の完了した時といふことにしたのです。

本法による商工経済會は、例へば京都府商工経済會、北海道商工経済會、福岡縣商工経済會といふやうに、必ず商工経済會といふ文字を名稱中に使はねばなりません。そして本法によつて出来る商工経済會又はそれが作る聯合會のやうなもの以外の團體は、商工経済會といふ文字を名稱中に使ふことを禁じ、これに違反した者は罰せられ、現に使つてゐるものは本法の實施後六ヶ月以内にその名稱を變へねばなりません。これは商工経済會の重要な任務を考へ、その存在を判然させようとの趣旨なのです。

役員 の 任 務

商工経済會の役員は、どんな仕事をするかといひますと、これまでの商工會所は、議員總會が中心となつて事業

を行つたのに反し、商工経済會は會頭中心主義で、會頭の指導の下に事業が迅速にかつ的確に行へるやうになつてゐることは前にも申し通りです。商工経済會の役員としては會頭、理事、監事及び評議員が常置の役員で、その他必要ある場合に、副會頭又は理事長が置けることになつてゐます。副會頭、理事長及び理事は會頭を輔佐してゆく役員で、評議員は會頭の相談役となるのです。

つまり、會頭が強い指導力をもつて、會務を總理してゆくのであつて、そのため會頭は副會頭、理事長、理事及び評議員の任命権と副會頭、理事長及び理事の解任権とを持つてゐるといふ重要な地位にあります。それで會頭には、眞に産業經濟界を代表する人格高潔、識見才腕共に卓越した人がなるか、ならぬかによつて、商工経済會の事業が所期通りに効果を擧げるか、どうか左右されることとなります。

このために、會頭の任命方法は特に慎重を期してゐるのです。即ち先づ各地方における産業經濟會の代表的の人々數名を地方長官が會頭銜銜委員に任命し、この會頭銜銜委員が慎重協議の上、會頭候補者を推薦し、これに對して地方長官が意見を附けて商工大臣に具申し、かうして推薦を受けた人の中から、商工大臣が會頭を任命するといふ方法をとつてゐます。

けれども、役員は必ずしも會員中から出ねばならぬといふことはありません。産業經濟に關し、豊富な經驗又は學識を持つてゐる人の中から出るので、第一線に立つてゐる人々である會員から出ることが多いでせうが、現に産業界の第一線に退いてゐる人でも、或いは學者でも、本當に相應しい資格を有してゐる人は役員になり得るのです。殊に事業の執行に當る理事には、實際事務に堪能な人々が當ることがむし

る適當でせう。

役員は、原則としては名譽職と考へてゐますが、理事長とか、理事の中には、専心會務に當る人もあると思はれますので、このやうな人は有給にしてもよいと考へてゐます。事務局をどうするかは法律では規定せず、各地方それぞれ事情によつて定款で決めることにしてゐますが、たゞ理事長や理事が事務局を司つてゆくことは當然のことと思ひます。

経 費 は どう す る

商工経済會が事業を行つてゆくために必要な経費は、會員の負擔が大部分です。即ち商工経済會は、會員に對して経費を賦課徴収してこれによつて事業を行ひます。その他のものとしては、寄附金とか事業に伴ふ使用料、手数料等があります。

會員ほどの程度の賦課金を課せられるかは、各地方の經濟事情に應じて異

ると思ひますが、賦課金を何によつて割り出すか、その基準となるべきものと最高限度とは省令で明示されてゐます。大體において、第一號會員は、營業稅額とか資本金額とかに一定の率を乗じたもの、第二號會員は、その出資金額とか豫算總額とかに一定率を乗じたもの、第三號會員は、二十圓とか十圓とか一定の額によつて賦課されることとなります。

なほ、定められた基準と最高限度内で自由に経費は賦課できるのではなく、賦課率等は毎年會員の總會で議決し、その上、地方長官の認可がなければなりません。

總 會 と 總 代 會

商工経済會は事業の迅速かつ的確な運営のため、商工會議所のやうな總會中心主義をとりませんが、また統制會の總會がたゞ諮問機關、即ち相談役に過ぎないとは違つて、一定の事

項については總會の決議を必要とする建前をとつてゐます。これは統制會の會員は同じ業種の者から成つてゐますので、その事情が判然してゐますが、商工経済會の會員は非常に多くの、しかもいろいろの人から成つてゐますので、割合に利害關係が複雑ですから、公平を期すため定款の變更とか利害問題の多い豫算とか、賦課金の問題は總會にかけて會員の意向を分明にしようと思へたからです。

會員は相當多數になるので、これを一所に集め總會を開くことは困難です。そのため總會に會員が代理出席、即ち他の會員に委任して議決権を行使することが出来ることとしてゐるのです。しかし實際問題として、それでもなほ總會を開くことが難かしいことが豫想されますので、總會の代りに一定數の總代による總代會を開けるやうにしてゐるのです。

總代の出し方は、選挙方法とか推薦

方法とかいろいろ考へられますが、これも各地方の事情で左右されると思ひますから、會員の意思を反映するに最もよい方法を各商工經濟會で、それによつて定めて置く積りであります。

権能はどうなる

商工經濟會が、事業を行つてゆく上は何等かの力が與へられなくてはならないわけですが、會員に廣くあらゆる業種業態に屬する者を含んでゐるといふこと自體が、事業を行ふ上に相當の力を與へ、本法中に明記されてゐる商工經濟會の権能の主眼は、各行政官廳に對して産業經濟に關するいろいろの意見を提出することが出来、同時に行政官廳からの諮問に對し意見を具申するといふこと、先に述べました經費の賦課について、市町村税と同様の強制徴收権を與へられてゐること、定款違反者には秩序を保つための罰として罰金を強制徴收し得ること、それ

から會員又は會員たる團體の構成員、即ち會員たる組合の組合員等に對して必要な調査資料の提出を要求することでありませう。

最近、統制會に對して行政官廳の権限の一部を委譲しましたが、商工經濟會に對してはどうなるかといひますと、商工經濟會は、地域的に産業の現場における連絡を圖ることが目的ですから、権限的にこれを行ふことにしますと、縦に一貫してゐる統制が末端で素される虞れがありますので、出来るだけ権限的なやり方は避ける方針です。権限による統制が必要とあれば、地方廳なり商工省なりに建議して、行政官廳にさせればよいのです。しかし、將來商工經濟會が事業を行つてゆくために、或る権限を讓つた方がよいといふ事情が生じますれば、これを讓るに音がでないといふ考へをもつてゐます。

支部はどこに作る

商工經濟會は道府縣の地區に設けら

れますから、本當に事業に徹底させるためには下部組織が必要になります。それで各地方の事情を十分反映できるやうなそれ／＼の地方の中心となる場所を、必要とあれば支部を設けるので、具體的にどこに支部を置くかは、各商工經濟會の事情に応じて定款で決めることにしてをります。

支部はどんな範圍をその地區とするかといふと、支部の地區は二定してをりませぬ。これも各地方の事情で決めるのですが、だいたい、北海道と樺太では全地域を幾つかに區分し、その一つ一つに支部を設けることになるせうが、その他の所では市又は町の區域に、その近隣の市町村を加へた區域に、と思ひます。現在、商工會議所のある所は、だいたい地方の中心地ですから、支部の設けられる所が多いでせうし、また現在、商工會議所のない所でも、經濟事情がらみて、必要だと認められれば設置されることもありませ

支部の事業は本部の事業を輔佐し、支部の地區だけで行ふことの出来るものを分擔することになりませう。また支部の經費は、本部の經費の中から必要なものを分與されることになつてゐます。さらに支部の構成は支部を統轄するため支部長があり、その相談役として參與があります。支部長は商工經濟會の役員に兼任となります。

商工會議所の處置

商工經濟會法が實施になり、商工會議所法は廢止になつたのですが、さうすると、商工會議所はどうなるかといひますと、商工會議所法が廢止になつても、商工經濟會が成立するまでは、一應これまで通りの形で商工會議所は存続してゐます。それでは商工會議所はいつ解散するかといひますと、商工經濟會が前に述べました手續を終つて成

立しますと、その時、その商工經濟會の出來た道府縣内の商工會議所は當然解散します。例へば神奈川県商工經濟會が出來ると、横濱、川崎、横須賀の三商工會議所が解散し、大阪府商工經濟會が出來ると、大阪、布施、堺の三商工會議所が解散します。

商工會議所が解散すると、その財産はどうなるかといふと、商工會議所が發展的に解消して商工經濟會になるといへますので、商工會議所の持つてゐました一切の財産や負債は、全部そのまゝ商工經濟會が引継ぐことになりませう。従つて、商工會議所は解散しても清算する必要はないのです。

商工會議所の全國的中央團體としての日本商工會議所はどうなるかといふ點については、現在、いろいろの理由から、商工經濟會の中央團體は法定されてゐないので、日本商工會議所に代るもの規定がありません。従つて本法が施行されると同時に、日本商工會議

所は解散しました。

そこで、商工經濟會には中央團體が全然なくなるやうにもとれますが、確かに法的にはないので、任意團體として中央團體が出来るであらうことは豫想されます。中央團體や各地方の聯合組織も、十分必要は認められるので、事實上、このやうなものが出來ると考へてゐます。名稱使用禁止の條文中に、商工經濟會をもつて組織する團體とありますが、これはこのやうなものを豫想してゐるからだとはいへませう。

樺太は内地に編入になりましたから、だいたい同様で、樺太を地區とする商工經濟會が出來ませう。朝鮮と臺灣も別に必要とする法律上の手續をとつて、だいたい同趣旨のものが出來ることになるでせう。これまで支那や南方諸地域等にも商工會議所がありました。これ等は別段變化はなく、これまでのまゝで商工經濟會の中央團體が出來れば、その會員となるでせう。

國債・債券の割當方法

市民税を基にした東京市の一例について

山本元帥、アツツの將兵を始め、尊き幾多の苦難に應へる方途は、國民各自が勤勞の強化による物的戦力の増強と、消費節約による國民貯蓄の増強とを徹底的に實踐するにあることはいまさらいふまでもあるまい。

即ち、國民各自が出来るだけ多くの國債・債券を消化すれば、それだけ多く米英撃滅のために必要な武器や弾薬を前線に送ることが出来る。われわれは國債・債券の隣保消化に、地域、職域等の貯蓄にいよ／＼決戦的意氣をもつて多少の無理でも頭張る覚悟がなければならぬ。

しかしながら、國債・債券の割當をする場合、割當をする者の立場からいへ

ば、誠意のある人に税をかゝせるやうなことにしないやう、面倒でも出来るだけ各戸の貯蓄能力を調べて、これに適合するやう努めて戴きたいものである。

割當基準點數制

以上の意味合ひから、こんど東京市における町會や隣組から、各戸に國債・債券などを割當する方法について、一應市民税を基とした参考案を作つてみた。しかし、これは飽くまで参考案であつて、すでにいろいろ工夫を凝らして實情に即するやうな割當基準を案出したり、各隣組員などがお互に相談し合つて適當な割當を實行し、好成

續を擧げてゐるところは勿論そのまゝで結構なのである。

この割當方法については、各戸の貯蓄能力に適合するといふことが最も肝要であるが、そのほかに簡易でしかも實行的であることが望ましい。それには割當の度に毎回使用できるやうな基準となるべき點數を豫じめ決めておくこと大變便利で適當のやり方と思はれる。

その基準を求める方法としては、現在東京市の町會や隣組等の一部でやつてゐるやうに、町會費や所得金額に基準を求めたり、市民税や町會費、所得金額などを適當に組合せたりなど、いろいろの方法が考へられるが、こゝでは一應市民税を中心として考へてみた。市民税は殆んど全部の市民に賦課されてゐる上に、その調査も簡單で、一番手つ取り早く貯蓄能力を表現するものとみられ、またこれを基準にするものが現在最も多いからである。しかし市民税は、國債・債券などの割

當の基準とするために設けられたものではないから、そのまゝでは各戸の貯蓄能力を的確に表現するといふわけにはゆかない。東京市における市民税は、家屋の賃賃價格と綜合所得金額(五千圓を超えるもの)とを課税標準として賦課されるものであるから、これを基礎として割當の基準單位を作る場合には、その性質に鑑みて次ぎの點を注意しなければならない。

一、市民税は、家屋賃賃價格に算出の基礎を求める割合が多いから、必ずしも所得の割合とは一致しない。

二、綜合所得金額が市民税の課税標準となつてゐる場合、五千圓を超えるものだけに課税されることになつてゐるから、綜合所得金額五千圓を境界線として、五千圓に近い者の納める市民税は、急にその税額が軽くなるといふことになる。

三、市民税を定める一つの標準である綜合所得金額は、前年度所得の税額を基礎とする關係上、營業、勤務先、役柄が變つ

たなどのため、前年に比べて所得が増減があつた場合でも、前年の所得金額そのまゝを標準とするから、今年の所得に合はないことがある。

四、市民税の區分が大まかであるため、税金は同じでも納める者によつてその所得に開きがある場合もある。

五、市民税は各戸の生計費や家庭の特殊事情などを考慮して賦課するものではない。従つて市民税そのまゝでは必ずしも的確な貯蓄能力を表現しないから、各戸の生計状態や家庭の特殊事情などまよ／＼よく知つた上で、或る程度これを適當に修正しなければならぬ。この場合、参考とすべきものは次ぎの點である。即ち。

(1) 自己所有家庭に住む者
(2) 家の構へに比べ所得の割合多い者
(3) 家族の中で働き手の多い者、または本職以外において臨時の所得の多い者
(4) 營業、勤務先、役柄が變りなどして前年より所得が増してゐる者

(5) 時局の影響により所得が増加の傾向にある者
(6) 綜合所得税を納める者であつて、その所得金額が五千圓に近い者
等の場合はそれ／＼適當な割當増をしなければならぬし、また

(1) 出征、應召等により前年度より所得が減つた者
(2) 比較的扶養家族数の多い者
(3) 比較的多額の學費を要する子弟を有する者
(4) 營業、勤務先、役柄が變つたり、その所得が前年に比べ著しく減つた者
(5) 家に永患ひの病人を抱へ療養費を要する者
(6) 特に割高な家賃の家に住む者
(7) 名望、地位、家の構へなどに比べ所得がこれに伴はない者

などはそれ／＼斟酌減をしなければならぬ。以上の諸點を考慮して、假りに具體的な例を擧げてみると、例へば八軒の隣組があり、各戸の市民税額

が甲二圓、乙三圓、丙五圓、丁十圓、戊十五圓、己二十圓、庚二十五圓、辛三十圓、合計百十圓であつて、その隣組に毎回市民税額の五倍程度の割當があるものとすると、先づ一應倍率の五を各戸の市民税額に乗じて甲一〇、乙一五、丙三五、丁五〇、戊七五、己一〇〇、庚一二五、辛一五〇といったやうに市民税を基として得たそのまゝのもので計五五〇の數を定める。次に各個の斟酌の増減事由とその輕重の度合などを考へ、その増減點數により右の數をそれぞれ修正する。

即ち甲は家族が多く、餘ぎ手が主人のほかに二人もあるから一〇點を加へて倍にしてもよいが、一方、扶養家族が七人ゐるから、五人を超える一人につき二點づゝ四點を減じて、差引き六點を増して十六點に、乙は家の構へに比べて収入が割合に多いから五點を加へるが、永患ひの病人を抱へてゐるの

計は六百點となる。この場合、この隣組に六百圓の國債・債券の割當があつた場合には、十點につき十圓宛を割當すればよい。

基準單位が出来たとしてもこれを固執しないで、その後における事情の變化により収入や經營に増減を來し、その状態が相當恒久的に續く性質のものであれば、適當に點數の増減變更を行はなければならぬ。また更に一時的に収入、支出の増減するやうな事由があつた場合には、基準點數そのものを變へないで、その時に限り特に割當額を増減すればよい。

以上、國債・債券の隣保消化の割當方法について述べたが、これは地域組合における金銭貯蓄の割當の場合にも應用することが適當であると思はれる。

—大藏省—

電力動員計畫問答

企畫院

直接戦力の増強と國 民生活の最低限確保

問 電力動員計畫は、今日までどう性格が變つて來てゐますか。

答 電力動員の指導精神については、その生ひ立ちの時分から今日まで一貫してをり、別段に變つてはゐませんが、電力動員計畫が今日のやうに、一個の獨立した國家計畫として重要視されるやうになつた點につきましても、非常に變つて來てをります。即ち、昭和十四年頃までは、交通動員計畫の

中の一項目として計畫されてゐたわけですが、昭和十五年からは、獨自の計畫を樹てる必要があるといふ氣運が強くなつて、今日皆さんが新聞などでご覧になるやうな、立派な國家計畫の一つとなつたわけです。

問 今年度の計畫では、どこに重點が置かれてをりますか。

答 計畫編成の當初は、いはゆる計畫生産に對應する電力といふものが、的確に擱めなかつたのです。従つて、或ひは電力の生産方面に、或ひは電力供給の方面に、重點が置かれてゐたのです。

が、それではならないといふので、計畫生産と電力の需要といふものを密接に連絡づけようとするに至りました。それには電力の需要といふものを的確に擱まなければならぬといふので、努力して來たわけです。さういつたことから、自ら配當の方面に重點が置かれるやうになつて來たわけです。

また一面、大東亞戦争はいよいよ決戦段階に突入して來たため、電力の需要といふものは供給力に比較して急激に殖えてまゐり、殊に航空機の生産量の如何が勝敗の鍵ともなつてゐる

ことはご承知の通りですが、さてこれを生産する段になると、非常な電力が要るのです。そこで、電力の緊急増強といふ面にも重点が置かれるやうになつて来たわけです。

結局、今年の計画の中心は、あくまでも直接戦力の増強といふこと、それと、今年は特に最低限といふ言葉が入つてゐますが、戦時国民生活の最低限の維持といふこと、この二つに計画の重点が置かれてゐるわけです。

軍需と計費産業への電力は配當制限をしない

問 計画の重点をもう少し具体的にいふと、どういふことになりますか。

答 先づ第一は、軍需に対する供給を確保し、充足軍需や超重点産業、主要食糧の確保に必要な産業に對しては、計画生産が達成できるやうに、電力の

供給を確保すると共に、その他の重要産業と國民の戦時生活に必要な電力は、供給力の限度で優先的にこれを配當する。

第二は、現有の電力を動員して、重要物資の生産を極力増強するために、豊水期間と深夜の生産を計画的に増強する。

第三は、當面の戦時需要の充足をねらつて、強力な戦時的建設方式を確立し、電力の緊急開發を實施する。

第四は、工場、鑛山と國民生活の全般を通じて、電力使用の合理化を徹底的に行つて供給力の増強に努める。

第五は、湖沼、溪流等の利用を一層強化すると共に、電力系統の合理化を促して、電力損失の軽減に努める

第六は、重要産業に對する電力の供給を確保し、かつ冬季における石炭供給の緩和に資するため、電氣事業者に計費貯炭を實施させる。

第七は、電氣料金制を變更し、電力使用の合理化と消費節減の徹底を図る。

第八は、圏内各地域と各地區における電力の需給を均衡化して、産業立地と動力との綜合調和を圖るため、新設工場の立地に規正を加へる。

第九は、緊急事態に對して電力の供給を確保するため、電力施設の防衛、電力の配給等に萬全の方策を講ずる。

第十は、電氣事業とその運営上密接な關聯をもつ事業、特に電氣工業等の動員態勢を整備する。

だいたい右の十點が、本年度の電力動員計畫實施に當つての重點中の重點であります。

これだけの説明で大體お分りになるやうに、今年の電力動員計畫の建前としては、陸海軍軍需、充足軍需及び計費産業に對しては、電力配當の制限をしないことになつてゐるのです。

問 足りない電力はどんな方面から生み出すのですか。

答 超重点産業とその附帯産業以外の産業方面の配當制限と、國民生活の壓縮によつて生み出して来るわけです。

問 昨年までの電力動員計畫では、或る程度の規正を計費産業に對しても實施し、一方、充足軍需の方面でも、できるだけ我慢をして貰ふといつた、誠に手温い方法を取つてゐたわけですか。

答 今年のやうな情勢はもう許せませんので、計費産業以外の非重

點産業その他から規正して足りない分を生み出し、それを競争遂行上さらに緊要度の高い方面にもつてゆくといふやうに強化されました。そんなことをして、産業間の均衡を失しないかといふ心配も起きませうが、失しないやうに按配して計畫してあるところに特色があるわけです。

今年から四半期毎に配當計畫を設定

問 お話の計畫は、具體的にどういふ方法で實施するのですか。

答 まづ重點配給については、選信省の方でこの動員計畫の趣旨に基づいて、企業院と十分打合せて實施することになります。

問 四半期毎に仕切つてありますが、電力動員計畫では、今年初めて四半期毎に

配當計畫を設定いたしました。これまでの電力制限のやり方を顧みますと、四月から六月までの期間の實績をとつて、その實績から何割といふ配當制限の方法をとつてゐたのです。しかし實をいふと、この實績と、計畫生産といふものとは何等關係のないものから、その方法は萬全ではないわけですから、そこで本年は、幾分か實績には基準を置くが、計畫生産に對應するやうな電氣の配當をやる。計畫生産については、電力の裕りのある第一・四半期のやうな豊水期に生産を十分にやつて貰つて、第四・四半期のやうな渇水期には、全部の産業については、非常に小さな電力で我慢をして貰ふ。つまり年間の計畫では、計畫生産に副ふやうに電力の配當を行ひ、軍需や充足軍

機、計産業方面には電力の制限をしない、といふ形をとつたわけなんです。

問 その点について、もつと具體的に伺ひたいのですが。

答 石炭などは皆さういつたやうに個別的な配當をしてゐるのですが、電力は非常にむづかしいのです。なぜかといへば、電力供給事業者と工場との間に、或る需給契約を通信大臣が電気事業法によつて認可してゐる。また新規に電力が幾ら欲しいといふことになる、通信大臣はそれに對して電力調整令といふ法令で認可する。この官廳の認可した電力を今度は制限しなければならぬといふことになつたのです。が、總動員法の建前からいつて、そのとき々の計畫生産に副ふやうな工合に、電力を制限したり、増やすといふことの加減が、鐵や石炭のやうに簡單

には出来ないわけなんです。これを無理にやらうとすると、そこに何か補償をしなければならぬといつたやうな問題が起きて来るわけです。つまり國家が認めてゐる契約があるといふことが、一つの難點になつてゐるのです。

そこで、石炭や鐵と同じやうな工合に、何とか計畫生産の態勢に副ふやうな電力を配當してゆく、いはゞ實績主義といふ言葉が當るかどうか知りませんが、これを必要ならば關係法令を直しても重點配給をやつてゆかう。かうした計畫生産態勢に即應するやうに、電力の配當方法はこれまでもやつてゐなかつたわけではなかつたのですが、あまり十分ではなかつたのです。それを今度は法規の方まで直してゆかうといふ相當の決意をもつて、重點配給をやらうといふことになつた點が、これらと違つた點です。

工場の新設には水力資源のある地方を選ぶこと

問 豊水期をねらつて生産を増強させる點をもう少し詳しく……

答 つまり第一・四半期に重點を置き、この期間は電気料金を特に安くしても生産増強を行ふわけですが、それにつれて勞務とか、食糧とか、輸送とかの方面も充足してやる。つまり、あらゆる計畫をこれに關聯させるわけですが、電力の方面もこの第一・四半期に出来るだけ計畫生産が實效を擧げられるやうにお手傳ひをしてゆく。結局、計畫の全般を通じて、電力を大量に使用するやうな産業は、期間調整、つまり生産計畫を動力の状態に合せて季節的に調整して第一・四半期、第二・四半期などに極力生産を擧げて貰ふ豫定でゐます。

問 電力を大量に使用する産業とは、どんな方面ですか。

答 例へば硫安、輕金屬、特殊鋼、カーバイド、石炭、窒素、さういつたやうな種類のものです。

問 今お話の期間調整といふのは、前から行はれてゐることですか。

答 今年が初めての試みです。工場新設の場合などの配電については、どう考へてをりますか。

答 電力調整令に、工場の新設に當つては六ヶ月以前に、千キロワット以上の場合は通信大臣に、未滿の場合は通信局長に申請するといふ條項があります。

この勅令の運用に當つては、今日におきましては、産業立地といふ面と密接にむすびつけて、合理的にやつてゆかねばならぬと考へてをります。そこで、こゝにお願ひしたいことは、工場を

新設する場合は、なるべく水力資源のある地方にもつて貰ひたいことです。これは實際問題として、電力も何もない地方に工場を建設しますと、送電のために實に長い線路を要することになり、結局、電力の量からいつて、必ず一割や二割の無駄が起り、甚だ不經濟なことでもあり、また資材の點か

らひひましても、貴重な銅や鐵材などを消費することにもなることは明らかです。それちや火力にすればいいといふ論もありませうが、この場合、今日のやうな状態では思ふやうに石炭が手に入らない。また無理に石炭を入れようとするれば、石炭を増産しなければならぬし、汽車、汽船といつた輸送の關係も生じて来るわけです。さういつた各方面が關係して来るので、工場の新設は、ぜひ電力の事情を考へて、水力資

源の豊富な地方にもつていつて貰ひたいのです。

問 實際にはどんな地方ですか。

答 北陸地方とか信越、關東、東北、北海道方面といつたところですか。

産業別の標準電力使用量や家族員數を考慮

問 次ぎに供給力の面については、どう處置されますか。

答 今年度は相當變つた方法をとる考へです。先づ積極面としては、湖沼の利用や溪流の取入れなどを一層強化します。この場合、湖沼の利用といふのは、水位の上昇や低下を圖つて發電用に役立てることですが、これについては、農業用水や工業用水と關係があります。その點はうまく調整を圖つてゆく積りです。

問 電力の緊急増強に對する施設としては、

どんな計画が立てられていますか。

答 今から施設するといふのでは最低限二ヶ年を要しますので、この決戦の年に、間に合はない感がありますから、先づ現存の設備で利用度の低いものをそちらに移轉して活用するといふ方法が考へられます。

そのほかに緊急増強の一面として、既設設備の改善などが考へられます。それらによつて能率の増進を圖つてゆく。そのためには、これまでの技術の間に一大改良を加へてゆくことも必要です。それから消極的増強の一つの方法として、各産業別に標準電力使用量といふものを決めて、それによつてやつてゆく方法を考へてをります。これはどんな種類の産業には、どの程度の電力を使ふかといふ一つの標準があるわけです。

例へばアルミニウムの生産には、約

三万キロワット時程度の電力が要るといつた一つの標準があるわけです。さういつた標準使用量を設けて、それを守るやう各企業の経営者にできるだけ協力して貰ふ。またそのためには電力会社の技術員を選抜して工場の指導員と協力して、電力消費の合理化を圖つてゆく。このやうにすれば、工場に支障のない程度で、かなりの電力が浮く見込があるわけです。

問 今までのお話を、今年度は相当電力の消費規正が強化されると思ひますが、どんな方面でせうか。

答 一口にいつて、生産に關聯してゐない部門です。例へば、小口のものとしては料理屋、商店などの營業用の電燈その他があげられます。一方、奢侈的な電力の需要に對しては、徹底的に消費規正をする積りで、徹底的に現在禁止してゐる奢侈的なものとして

は、どんなものがありますか。

答 電熱器、冷房用電熱器、ネオン・サイン、エスカレーター、廣告燈、看板燈、鈴蘭燈、エレベーター（三層以下）といつたものです。

問 今年から新たに強化されるものは……

答 先にもちよつと申上げた營業用の電力ですが、この部分は特に大きいために、これまでも何割々々と大幅に規正を強化して來たのですが、それでもなほ多少裕りがありますので、今年度は、相当思ひ切つた規正を行ふ考へです。

問 炊事用の電熱器なども規正されますか。

答 炊事用の電熱器などは禁止はしません、思ひ切つた規正を行ふ積りでをります。

問 非重點産業方面の消費規正は、どの程度に行はれるのですか。

答 本年一、二月は異常高水のため、相當強度の電力制限をしたのですが、來年一、二月は平常通りの水力發電が出來るものと假定いたしました。だいたい本年と同程度の消費規正をして戴く豫定です。また小口電燈の場合なども、標準使用量を設定して消費規正を強化する豫定です。

問 これまではどんな程度でしたか。

答 今までは總動員法で、割當量を超す毎に、一キロワット時に對して五十錢位の高料金を支拂ふことになつてゐました。それを今度は電氣事業法の中に織り込んで、新たな料金制を定めまして實質的に消費規正を強化してゆくのですが、今度は官公署も大いに率先垂範することになつてをります。

問 家庭用の電燈に對する消費規正は、どんな要領でやりますか。

答 今年度は少しくゆき方を違へて、

家族の員数を考慮する考へです。これは、までは住宅の大小とか取付燈數などを基準にしてゐたのですが、それも基準にとり入れる要素の一つでありませうが、員數によるのが標準であらうといふところから、員數の多い家庭へは、少いところより餘計に配當する積りで、

問 一つ頃から實施するのですか。

答 秋頃からになります。秋頃からになります。冠婚葬祭の場合とか、病人のある場合、これは最近あるかどうか分りませんが、入學者など、夜遅くまで勉強してゐるやうな子供のある家庭などは、特配を認める積りでをります。

低燭光の電球を使ひ不要の時はずつと消すこと

問 家庭が國家に協力する意味から、最も有効な電力節約の方法は……

答 一口にいへば、高燭光を低燭光に替へて貰ふこと、不要の時には消して貰ふことです。

問 低燭光といひますと、五燭のやうな小燭を低燭光といふのは、必ずしも二燭とか五燭にしるといふのではなく、これまで使つてゐた六十燭のものも四十燭にする、四十燭のものは三十燭にするといふことです。また寝る時や不要のときは必ず消燈していただきたいのです。

特に消燈をお願いしたいのは、主に定額の電燈需要家に對してですが、今までは値段に變りがないものですが、夜寝るときでも點け放しの者が多いやうでした。今後は國家に協力する意味で消していただきたいのです。

また細かいことのやうですが、今までは食事をするときでも、本を讀むと

きでも、皆同じやうな燭光の電球を
つけてゐましたが、これなども、その
都度低燭光のものに取換へるとか、な
るべく同じ部屋に集つて點燈数を少く
するとかいつた方法を探つて協力し
ていたゞきたいのです。

そのほか、私どもの方としていま大
政翼賛會などを通じて國民にお願ひし
たいと思つてゐることは、一口にいっ
て電燈點納運動とでもいひませうか、
家庭の取付燈数を減らして、その減ら
した分を國家に獻納するやうな意氣を
示していただきたいことです。

例へば十燈電燈のある家は、そのう
ち一燈なり二燈なりを減らして、國家
に獻納して電力の節約に協力する。今
まで廊下につけてゐたやうな電燈は減
らして、部屋の灯りで我慢するとか、
門燈などは、現在は殆んど使つてゐな
い現況でありますから、率先して獻納
する。さうして生み出された電力を重

要産業方面に持つていつて、米英撃滅
の弾丸や飛行機を、一發でも、一機で
も、多くつくるやうにしたいのです。

問 その運動は、いつ頃から始めるので
か。

答 今年の二月から、すでにやつて
りますが、もつと強力にやつてゆく積
りです。

問 最後に、戦争には如何に電力が必要
なものであるかを具體的に。

答 今まで述べたやうな家庭の消費規
正に對する協力や、既存設備の擴充
とか、産業方面の消費の合理化など、
かなりの電力が生み出される豫定で
す。いま日本國中の家庭用の電力が一
割節約されますと、實に爆撃機を約二
千臺造るだけの電力が浮かび、石炭な
らば、三十數万トン分が浮かんで来る
のです。

それを逆に言ひますと、飛行機用の
アルミニウムトンを製造するのに三

万キロワット時の電力が要るので、
飛行機を作るにはかういふアルミニウ
ムが何トンも要るわけですから、戦争
には如何に大きな電力が要るかがお分
りになるでせう。一人々々の電力の使
用量は小さいやうですが、塵も積れば
山となります。工場、鑛山はもちろ
ん、商店、家庭等にいたるまで、すべ
て氣を合せて電力を節約して、少しで
も戦力の増強に貢獻して戴きたいと思
ひます。

寫眞週報 (六月十六日發行)
故山本元帥の國葬執り行はる
われら一億英魂に應へん
全國の各職域にある人をとらへてその
決意をきく
貯蓄は銃後の義務
英魂に應へて貯蓄戦線に頑張る人たちは
皆んなで諸を作らう
委しい諸の作り方

大東亞戦争日誌



自戦八年五月二十五日
六月五日

五月二十五日(火)

ジャワ派遣軍最高指揮官に原田中將
シヤワ派遣軍最高指揮官は原田中將
の實
艦隊軍勢表

五月二十七日(木)

海軍將兵に騰功行賞
大東亞戦争死者第十回(陸軍第五回、同第
十一回(海軍第六回)、支那事變生存者第五十
六回(海軍第九回)騰功行賞の御沙汰あらせ
らる

五月二十九日(土)

陸軍將兵に騰功行賞
大東亞戦争死者第十二回(陸軍第八回)、
支那事變死者第六十八回(陸軍第四十九回)、
支那事變生存者第七十七回(陸軍第五十三回)騰
功行賞の御沙汰あらせらる

的野片岡兩部隊の機動、上関に達す
第二次長沙作戦に停戦を告げた野歩兵
部隊、同部隊、片岡重兵部隊、同部隊
部隊に對し感状が授けられ、上関に達した
旨、陸軍省発表

アッツ島守備部隊、玉碎す

寡兵よく二万の優勢なる敵に對し血
戦を續中のアッツ島守備部隊山崎保
代大佐以下二千數百の將兵は、二十九
日夜、敵主力部隊に對し最後の鐵槌を
下し、皇軍の神威を發揮せんと決意し、
全力を擧げて壯烈なる攻撃を敢行、全
員玉碎したが、これに先立ち、攻撃に參
加不能の傷病者は、すべて自決した
なほ、キスカ島は依然として確保し
あり(本誌三十一頁)

比島最高指揮官に原田中將
比島方面陸軍最高指揮官に原田中將
が親補された旨、派遣軍発表

チタゴンにて二十機を撃墜破
陸軍航空部隊はチタゴン飛行場を
攻撃、敵機二十數機と交戦、その
十四機を撃墜、地上の六機を炎上撃破
し、さらに附屬施設數ヶ所を爆撃炎上
我が方の損害 未歸還一機

六月一日(火)

湖北作戦の綜合戦果
五月上旬以來、洞庭湖西方地區より
宜昌對岸地區に亘つて進攻作戦を展開
中の中支軍部隊は、作戦目的を完全に
達成し、各部隊は原形を復歸したが、
綜合戦果は次の通り

遺棄死體二万六千三百、俘虜五千九百二
十三、船隻一万六千、各種火砲九千
門、重機四十七一機、小銃四千九百

六月五日(土)

東インドで百三機を撃墜破
陸軍航空部隊は引續き東部インドへ
の進攻作戦を敢行、五月一日以來、大
きの戦果を挙げた

撃墜六十三機 地上撃破炎上四十機
我が方の損害 自爆または未歸還九機
大破二十四機

シヨートランドにて二十五機撃墜破
海軍航空部隊は、シヨートランド島
に來襲の敵機群を遊撃、二十機を撃墜、
五機を撃破

我が方の損害 未歸還三機

支那派遣軍、四月の綜合戦果
交戦回数二千八百八、交戦兵力三十五万
一千、敵死者二万一千五百、俘虜一萬
七千二百五十七、野山砲、迫撃砲百八十八、
重機四萬三千二百、各種小銃二百二十三、
霰銃四千六百六十六、手榴彈四万、
我が方の損害 戦死七百八十八、馬匹五百五
十八

山本元帥陣歿の儀を執行
故山本元帥の國葬を執行
廣島で執行

二十七挺
我が方の損害 戦死四百七十五名
なほ、五月十九日以來六月一日までの
戦果は次の通り(自戦八年五月十一日、十八日、
遺棄死體一萬八千六百、俘虜二千六百七
十八、船隻二千トン級貨物船以下約一万
六千トン、各種火砲五十門、重機二萬
五千九百、小銃二万五千二百三挺
我が方の損害 戦死二百三十七名

5月抽籤 貯蓄債券 當籤番號表(其ノ四)		9	
42015	6084476659	42015	6084476659
42027	6088076834	42027	6088076834
42077	6045977668	42077	6045977668
42317	6063977668	42317	6063977668
42996	60631777831	42996	60631777831
43037	6098478148	43037	6098478148
43531	6100678347	43531	6100678347
43596	6101178414	43596	6101178414
44043	6143678774	44043	6143678774
44276	61233787416	44276	61233787416
44754	6212878470	44754	6212878470
44848	6218278488	44848	6218278488
45073	6258278538	45073	6258278538
45122	6258078534	45122	6258078534
45199	6258378537	45199	6258378537
45277	6258478538	45277	6258478538
45354	6258578539	45354	6258578539
45431	6258678540	45431	6258678540
45508	6258778541	45508	6258778541
45585	6258878542	45585	6258878542
45662	6258978543	45662	6258978543
45739	6259078544	45739	6259078544
45816	6259178545	45816	6259178545
45893	6259278546	45893	6259278546
45970	6259378547	45970	6259378547
46047	6259478548	46047	6259478548
46124	6259578549	46124	6259578549
46201	6259678550	46201	6259678550
46278	6259778551	46278	6259778551
46355	6259878552	46355	6259878552
46432	6259978553	46432	6259978553
46509	6260078554	46509	6260078554
46586	6260178555	46586	6260178555
46663	6260278556	46663	6260278556
46740	6260378557	46740	6260378557
46817	6260478558	46817	6260478558
46894	6260578559	46894	6260578559
46971	6260678560	46971	6260678560
47048	6260778561	47048	6260778561
47125	6260878562	47125	6260878562
47202	6260978563	47202	6260978563
47279	6261078564	47279	6261078564
47356	6261178565	47356	6261178565
47433	6261278566	47433	6261278566
47510	6261378567	47510	6261378567
47587	6261478568	47587	6261478568
47664	6261578569	47664	6261578569
47741	6261678570	47741	6261678570
47818	6261778571	47818	6261778571
47895	6261878572	47895	6261878572
47972	6261978573	47972	6261978573
48049	6262078574	48049	6262078574
48126	6262178575	48126	6262178575
48203	6262278576	48203	6262278576
48280	6262378577	48280	6262378577
48357	6262478578	48357	6262478578
48434	6262578579	48434	6262578579
48511	6262678580	48511	6262678580
48588	6262778581	48588	6262778581
48665	6262878582	48665	6262878582
48742	6262978583	48742	6262978583
48819	6263078584	48819	6263078584
48896	6263178585	48896	6263178585
48973	6263278586	48973	6263278586
49050	6263378587	49050	6263378587
49127	6263478588	49127	6263478588
49204	6263578589	49204	6263578589
49281	6263678590	49281	6263678590
49358	6263778591	49358	6263778591
49435	6263878592	49435	6263878592
49512	6263978593	49512	6263978593
49589	6264078594	49589	6264078594
49666	6264178595	49666	6264178595
49743	6264278596	49743	6264278596
49820	6264378597	49820	6264378597
49897	6264478598	49897	6264478598
49974	6264578599	49974	6264578599
50051	6264678600	50051	6264678600

通風塔

戦争に盡
しよう
先日は町
内の廣君勇士
を見送った。
その直前、大
本營表を耳
にし、悲憤の激憤が全身に
沸き立つて来た。
勇士の門川を祝して、次ぎ
次ぎ附られる慰送の辭は、
すべて言々火を吐く壯烈な
ものであつた。
やがて隊を率へ氏神様
へ向つたが、沿道すれ違ふ
人々の中に、勇士に對して
敬禮を缺く者があれば、私
は容赦なくこれを大喝叱り
した。
皇國のため一身を捧げて
今、難に赴かんとする勇士
を眼前に見ながら、路傍の
人に接するが如き無關心で
あられるものは、もはや同胞
ではない。分らぬものに對
しては、かうすることが敵
時下國民の責務だと思ふ。
(廣君勇士 小林)

前線のことを心としよう
山本司令長官、アツツの
勇士の悲報に、私は全身の
関節を凍らしたから、戦場
への電報に乗つた。
廣君勇士が前線に挿られ
てをられる。私はハツとし
て頭を下げた。
ところが車内の中頃に大
きく陣取つて、一團の約連
中が勝手氣儘の氣をあげ
てゐる。
誰一人として席を譲るも
のはなかつた。
前線の勇士は、彼後を信
じ切つて生命を捧げてゐ
る。だからこそその戦果が
響けるのだ。
彼後の一部に戦争を忘れ
てゐる者がある。私にはだ
らうか。私は同車した勇士
に、前線の將兵に對して心
から申附なうと思つた。
(川原市東生田 廣君)

海戦と大東亞戦争の記事
中に、春日・日進はイタリヤ
から至急買入れた云々と
ありましたが、朝日新聞の
「神風賦」では、アルゼン
ティン政府から購入した云
云とあり、この交渉には當
時のブラジル代理公使堀口
九萬一氏が當られたやうに
書いてあります。どちらが
正しいか、お尋ねいたしま
す。
(京都 藤井氏)

昭 和 十 八 年 六 月 十 六 日 發 行	週 報	一 部 五 錢 → 送 料 一 錢	定 價	所 込 申	御 注 意
東京市神田區 永田町一丁目一番地 印刷局 東京市神田區大手町	東京市神田區 永田町一丁目一番地 印刷局 東京市神田區大手町	五錢→送料一錢 (外埠別に依る増し) (送料別記)	特別の都合は其の都度郵務局より別紙 を申付けます	全国各地官報販賣所 書店・新聞店・露賣店	▲本誌より郵購の場合必ず「郵便切手」 を同封し、その封筒に「本誌」 と記し、郵便局に投函して下さい。 ▲本誌の無断転載は固断致し、 同封切手に対する御返答は同封して の御返見も御返答致しません。 ▲本誌を他へ贈送の場合は郵費一部一錢

露光量違いにより重複撮影

編輯局報情

週報

號日三十二月六

最近の國際情勢

七月の常會の手引

大東亞建設へ總力を

東京都制の實施

新らしい地方制度

道府縣市町村制の改正

349號

昭和十八年六月十一日第一種郵便物認可
昭和十八年六月十六日發
（毎週一回水曜日發行）

五錢

週報は民翼賛の道しるべ

報

昭和十八年六月十一日第一種郵便物認可
昭和十八年六月十六日發
（毎週一回水曜日發行）



大東亞戰爭國債

國債・債券で
さあもう一機
もう一艦！



第九回 戰時
貯蓄債券・報國債券

賣出 6月15日→30日

大藏省

内閣印刷局印刷發行

（本書の大きさは国定規格[A5]判）